

滞納整理学会の皆さんへ

早いもので新年度を迎えました。

新たな職場へ異動された方、徴収で培った根性で、新しい職場で頑張ってください。

この4月の異動で徴収の仕事に就かれた皆さん、元気に、ともに頑張りましょう。

滞納整理学会の方も、異動がありました。

篠塚先生が、古希を迎えられる事を契機に退任されました。

篠塚先生には、約2年間、滞納整理学会を支えていただき、心から感謝申し上げます。

これからも、今までに増してお元気でご活躍をお祈り申し上げます。

代表運営委員は、事務局長が当面兼務ということで、今まで通り仕事をしていきたいと思しますので、引き続き、よろしくお願い致します。

さて、昨年11月に浦和地方裁判所の損害賠償代位請求事件の判例を紹介いたしましたが、この事件は、東京高等裁判所に控訴され、平成13年2月22日に控訴審の判決が出され確定いたしました。判決の内容は、おおむね1審の通りですが、今回改めて内容を整理してみましたので、判例紹介コーナーで取り上げました。

判例紹介コーナーの資料は、以下の通りのなっております。

資料1—控訴審の判決の概要

同 2—市民税を消滅時効させたことの違法性についての市長の主張と裁判所の判断

同 3—損害賠償代位請求事件の概要（時系列）

同 4—第1審判決の要旨（11月のものの確定版）

特に、資料2をご覧くださいますと、市長を始めとする管理監督者は、地方税法等に則った適正な滞納処分の実施、滞納件数に見合った滞納整理の体制の整備、人員の確保、適正な担当件数の設定等、いわゆる滞納整理の適正なマネジメント、責任と品格ある指揮監督が要請されていることがお分かりになると思います。

滞納整理を担当する個々の徴税吏員がどんなに頑張っても、そして、個々の徴税吏員に対してどんなにいい研修やOJTをしても、こうしたことに無関心な＝無責任、かつ、事なかれの管理監督者がいては、滞納整理は効を奏しません。

逃げ腰&事なかれの管理監督者の方に、「こんな判例があるんですよね〜・・・」等と、とぼけて渡してみてもはいかがでしょうか。

いい薬（研修）になると思いますが・・・。

現年度決算、頑張りましょう。

平成22年4月8日 事務局 三島 充